○伊賀市議会政策討論会設置要綱

平成19年４月１日議会告示第２号

改正

平成21年５月21日議会告示第２号

平成27年３月25日議会告示第１号

（設置）

第１条　この要綱は、伊賀市議会基本条例（平成19年伊賀市条例第１号）第12条第１項の規定に基づき設置する政策討論会（以下「討論会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（構成）

第２条　討論会は、議員全員をもって構成する。

２　討論会の座長、副座長は、議長、副議長がこの任にあたる。

（議題案件の提出等）

第３条　議員は、討論会で議題にしようとする案件がある場合は、議長に申し入れるものとする。

２　委員会の所管事務調査等の結果または過程において討論会で議題にしようとする案件がある場合は、それぞれの委員長等が議長に対し、申し入れるものとする。

（事前協議）

第４条　討論会の議事決定及び運営について、事前協議が必要なときは、会派代表者会議で行う。

２　議題にしようとする案件の提出者は、議長から要請があれば、案件の内容等を会派代表者会議で説明するものとする。

（討論会）

第５条　討論会は、座長が招集し、これを主宰する。

２　座長に事故があるときは、副座長がその職務を行う。

３　議題の提出者は、適宜資料等を準備し、討論会において議題の説明、提案等を行うものとする。

４　議員は、討論会において、議題の提出者からの説明、提案等に対し、意見を出し合い、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得られよう努めるものとする。

（会議録）

第６条　討論会は、議員の意見交換の場であるため、会議録は作成しない。

（意見集約等）

第７条　議長は、討論会で意見が集約された場合等、適宜必要な措置を講じることとする。

附　則

この告示は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成21年５月21日議会告示第２号）

この告示は、平成21年５月21日から施行する。

附　則（平成27年３月25日議会告示第１号）

この告示は、平成27年３月25日から施行する。